



平成 23 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 デジタル ガレージ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 林 郁
(J A S D A Q ・ コ ー ド 4 8 1 9)
(U R L <http://www.garage.co.jp/>)
問 い 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト ス トラ テ ィ ー 本 部 長
曾 田 誠
T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成20年9月26日開催の当社第13回定時株主総会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件に関する議案をご承認いただいたことにより、特定株式保有者等（注1）が議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株式保有者等の議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとします。以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）に対する方針（以下「旧方針」といいます。）を継続し、現在に至っております（その後、平成21年9月29日付け「株券電子化に伴う『当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）』の一部修正に関するお知らせ」にてお知らせ致しましたとおり、いわゆる株券電子化に伴って一部修正を行っております。）。

旧方針の有効期限は、平成23年9月27日開催予定の当社第16回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結時までとなっております。

当社は、かねてより旧方針について更なる検討を進めてまいりましたが、本日開催された当社取締役会において、旧方針の内容を一部変更の上（以下、変更後の方針を「本方針」といいます。）、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを効力発生の条件として、本方針を継続することを決定致しました。本方針の旧方針からの主要な変更点は、以下のとおりですが、本方針の内容につきましてはご参考資料「本方針の内容」をご参照ください。

- ・ 大量買付者により大量買付ルールが遵守された場合、本方針に従った対抗措置の発動の決議に際し、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認する必要があることを追加
- ・ 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の一部の買付けの場合の評価期間を60日間から90日間に変更
- ・ 対抗措置発動の決議が行われた場合であってもその発動を中止または撤回する可能性があること及びそれによる株主・投資家の皆様に与える影響を明記

本定時株主総会において、本方針の継続についてご承認いただいた場合の本方針の有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時までと致しま

す。

なお、本日開催の当社取締役会において、社外監査役を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も、本方針の運用が適切に行われることを条件に、本方針を継続することに賛同する旨の意見を述べております。

以 上

本方針の内容

1. 当社グループの企業価値向上への取組み

当社は、「異なるフィールドにある事象をインターネットビジネスに結びつけ、コンテキスト（文脈）を形作ることで、新しいビジネスを創造することを通じ、社会の発展に貢献する」ということを企業理念として掲げております。

また、これらのビジネスを通して株主、従業員、債権者、取引先、顧客、地域社会等の様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の皆様の共同の利益を確保することが、当社の重要な役割であると考えております。

このような理念のもと、当社グループは、ハイブリッド・ソリューション事業、メディア・インキュベーション事業、ベンチャー・インキュベーション事業を営んでおります。ハイブリッド・ソリューション事業では、Web とリアルの領域で広告プロモーションを行うディージー・アンド・アイベックスカンパニーと拡大する E コマース市場において、決済・物流のプラットフォームを提供するイーコンテキストカンパニーの両事業カンパニーが連動し、広告プロモーションから決済・物流までシームレスな統合サービスを提供しております。また、メディア・インキュベーション事業では、連結子会社㈱CGMマーケティングが「Twitter」をはじめとする CGM（消費者作成メディア）を活用した広告商品の開発や「Twitter」の公式ナビゲーションサイトである「ツイナビ」を運営しており、また、急拡大するスマートフォン市場に合わせ、当社の出資により、コンテンツの企画・配信を行う連結子会社㈱ウィールを平成 22 年 12 月に設立しております。さらに、持分法適用関連会社の㈱カカコムでは、価格比較サイトである「価格.com」を代表として、順調に利用者が増加するレストランクチコミサイト「食べログ」などを運営しております。ベンチャー・インキュベーション事業では、インターネット関連企業への投資・育成事業をグローバルに行っております。

一方で、当社グループの中長期的な企業価値向上のため、平成23年7月19日に公募増資による資金調達を実施しております。当該公募増資の目的として、「グローバル化」、「メディア開発力の強化」、「ソリューション力の強化」を掲げています。「グローバル化」は、米国西海岸（サンフランシスコ周辺）に情報収集及び開発拠点を設置し、米国MITメディアラボへの協賛と最先端の研究開発に参画することで、急成長を続けるソーシャルメディア関連企業への投資と事業開発を加速していく計画です。「メディア開発力の強化」は、ソーシャルメディア開発のスタンダードとなりつつあるアジャイル開発（※）手法を導入し、海外の新規メディアサービスの国内ローカライズと国内発の自社メディア開発力を強化して参ります。「ソリューション力の強化」は、スマートフォンを代表とするインターネット接続端末の多様化に対応するために、ユニバーサルサービスとしての決済システムのオペレーション力を強化して参ります。今回の資金調達は、㈱カカコムや米国Twitter社に続く新しい有望なサービスを提供する企業を発掘するための投資や、ソーシャルメディアを活用した新たなサービスシステムの開発投資といった、当社の中期計画実現に不可欠な戦略を実行するための資金需要に対応するものであり、当社の長期的な成長ポテンシャルを高め、企業価値向上に資するものと考えております。

このように、当社グループは、グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来的なグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいて

は株主の皆様のご共同の利益の向上を目指しております。

(※) アジャイル開発とは、アプリケーション等を短いサイクルで分析、設計、実装、テスト、リリースを行い、これを繰り返しながらサービスを構築/ブラッシュアップしていく開発手法です。ビジネスサイドの判断とエンジニアリングサイドの実装が一体となったサービス構築を行うことが可能となるメリットがあります。

2. 本方針導入の目的

本方針は、以下のとおり、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保することを目的として導入するものであります。

当社は、当社株式の売買は市場に委ねるべきものと考えており、当社株式の大量買付行為を行う大量買付者による当社株式の買付要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも当社グループの企業価値を毀損するものではなく、それが当社グループの企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、わが国において、対象となる会社の取締役会との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、一方的に株券等の大量の買付行為が行われているものの中には、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされないまま行われる事例も見受けられ、今後もそのような事例が生じる可能性は否定できません。当社と致しましては、こうした事態が拡大した場合には、株主の皆様が大量買付者による買付要請に応じるか否かについて、十分な判断を行うだけの時間及び情報の確保を困難にする恐れがあるものと考えております。

また、継続性を維持した当社グループの企業価値向上の目的を達成するためには、当社グループの各事業会社の当社グループにおける位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

当社と致しましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、前述のような当社及び当社グループの特性を踏まえた上での十分な情報と時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社グループの企業価値を向上させ、株主の皆様のご共同の利益を確保することにとって不可欠であると考えております。

なお、平成 23 年 6 月 30 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 1 に記載のとおりであり、当社の役員及びその関係者が当社の上位株主を占めているものの、当社の株主の分布状況は広範囲にわたっております。また、当社は上場会社であることから、当社の役員及びその関係者の自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、各々の事情に基づき、今後、当社株式について譲渡その他の処分が行われる可能性も否定できません。これらの事由に鑑みると、当社の役員及びその関係者の保有比率が低下し、株式の流動性がさらに増大する可能性も否定できません。実際に、当社の役員及びその関係者の保有比率は、平成 23 年 6 月 30 日開催の当社取締役会において承認可決された公募増資、株式売出し及び第三者割当増資の実施により低下し、株式の流動性が増大しております。これらの状況から、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益に反する当社株券等の大量買付行為がなされる可能性があるものと考えております。

当社は、現時点において当社株券等が大量買付者により大量買付行為の対象とされているとの認識はございませんが、今後、当社グループの企業価値を損ねる可能性があると思われる大量買付行為が行われた場合に、①大量買付者による大量買付行為の目的が株主の皆様のご共同の利益を損なう恐れがあるものであるか否か、②大量買付者の大量買付行為が株主の皆様にご当社株券等の売却を事

実上強要する恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により大量買付情報として十分な情報が提出されているか否かなどを検討するために必要な情報と時間を合理的に確保することにより、当社グループの企業価値が不用意に毀損され、株主の皆様にとって予想外の不利益が生じることを未然に防止するため、本方針を導入しようとするものであります。

3. 大量買付行為への対応の枠組 - 大量買付ルール

当社が提示する大量買付行為に関するルール（以下「大量買付ルール」といいます。）は、大量買付者は、①事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始する、というものです。具体的な大量買付行為開始までの流れは、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大量買付者には、大量買付行為を行おうとする場合に、事前に当社代表取締役宛に、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書（注4）を提出していただくこととします。当該意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内)連絡先及び企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。なお、当社取締役会は、大量買付者からの意向表明書を受領した際は、速やかに必要な情報の開示を行います。

(2) 特別委員会

当社は、大量買付ルールの運用の適正性を確保するために、また当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るべく一定の方策をとる場合における、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。本方針継続時における特別委員会の委員には、小見山満氏、高中正彦氏、武邑光裕氏が、それぞれ就任する予定となっております（各委員候補者の氏名及び略歴については別紙2「特別委員会委員の紹介」をご参照ください。）。

特別委員会は、以下の(3)に従って、大量買付者から提供される大量買付情報が十分か否かの判断及び以下の4.に記載する対抗措置の発動の是非について、別紙3「特別委員会に関するガイドラインの概要」に従って当社取締役会に勧告等を行います。

当社取締役会は、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、以下の4.に定める対抗措置の取扱いを最終的に決定致します。

(3) 大量買付情報の提出

大量買付者には、当社取締役会に対し、株主の皆様の適切な判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を提供していただきます。当社は、前述の意向表明書受領後5営業日以内に、大量買付者に提出していただく大量買付情報のリストを交付致します。当該リストの項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法及び内容

- ③ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ④ 大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画
- ⑤ その他当社取締役会が必要と考える情報

なお、当社取締役会は、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報その他の情報のうち、株主の皆様の大量買付行為に対する賛否の判断に必要であると判断したものがあつた場合は、その全部または一部を公表致します。

(4) 当社取締役会による評価・検討期間

当社取締役会は、当該大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものか否かを判断するに当たり、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等で構成される第三者機関の助言も受けながら、特別委員会からの勧告等を最大限尊重し、当社取締役会としての評価、意見形成及び代替案の立案等を行います。そのためには、大量買付者からの大量買付情報の開示が完了した後、以下に示すような時間的猶予（以下「評価期間」といいます。）が必要であると考えており、大量買付行為はこの評価期間終了後のみ実施されるものとしまつた。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付けの場合は 60 日間
- ② その他の買付けの場合は 90 日間

4. 対抗措置の取扱い

(1) 大量買付ルールが遵守された場合

大量買付ルールは、当社の経営に影響力を持ちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保するという観点から、株主の皆様に、このような大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価、意見を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。

従つて、大量買付ルールが遵守されている場合、対抗措置の発動の決議は原則として行いません。ただし、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、以下の①ないし⑤に掲げたような、大量買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであると認められる場合であり、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断される場合には、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の決議を行います。なお、具体的な対抗措置については、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置のうち、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙 4 に記載のとおりと致します。

- ① 真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者またはそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後、当社の資産を大量買付者またはそのグループの債務の担保や弁済

原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合

- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大量買付行為の内容の変更または撤回等、対抗措置発動の前提となる事実に変化が生じたなどの理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかである行為であると認められなくなった場合または対抗措置をとることが相当ではないと判断された場合には、特別委員会への諮問を経た上で、対抗措置の発動に係る決議を中止または撤回することができるものと致します。対抗措置の発動に係る決議を中止または撤回する場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

(2) 大量買付ルールが遵守されない場合

大量買付者によって大量買付ルールが遵守されない場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保を目的とし、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとります。なお、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなりますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙4に記載のとおりと致します。

(3) 株主総会の開催

上記(1)「大量買付ルールが遵守された場合」に記載のとおり、大量買付ルールが遵守された場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告の内容を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則と致しますが、本方針に従った対抗措置発動の決議に際して、大量買付者による大量買付行為の内容、時間的猶予等諸般の事情を考慮の上、法令及び当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、特別委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断する場合または特別委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、速やかに当該決定を行った事実及びその理由を開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様の判断に従うものと致します。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議案が決議されるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

(1) 大量買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大量買付ルールは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の確保につながるものと考えます。従いまして、大量買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 4. において述べたように、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社及び株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者及びその特定株式所有者等など別紙 4 の 7 の行使条件により新株予約権を行使できない者を除きます。）が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行った場合の、新株予約権の行使または当社による取得についての株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりです。

① 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせ致します。

② 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続きをとれば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続きを経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。

新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会が定める一定の基準日現在の株主名簿に記録された株主の皆様が割当てを行うこととなりますので、株主名簿への記録が未了の株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し、公告する新株予約権の割当基準日までに、株主名簿への記録が可能となるよう振替手続きを完了していただく必要があります。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを

中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日以降権利行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本方針の合理性を高める仕組みについて

本方針の継続に関しては、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、また、その有効期限に関しても、以下6.に記載のとおり、平成26年に開催予定の当社第19回定時株主総会までとすることにより、約3年後に本方針を再度検討する機会を設けております。このように、本方針の継続、更新及び継続期間に関して、株主の皆様のご意向を十分に反映するものと致しております。さらに、当社取締役会が本方針を廃止する旨の決議を行った場合には、有効期限の満了前であっても、その時点で本方針は廃止されるものとされております。

また、対抗措置の発動に関しても、当社取締役会が、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付者による支配権の取得が、当社グループの企業価値を毀損し、株主の皆様のご利益を損なう可能性があるか否か客観的な基準に従って検討することとしております。

さらに、上記4.(3)「株主総会の開催」に記載のとおり、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、対抗措置の発動の是非の決定は当社株主総会の決議に委ねられ、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

従って、当社は、本方針について、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、または向上させる取組みの一環として、十分にその合理性を高める仕組みを採用しているものと考えておりますが、今後も会社法その他買収防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等の動向を踏まえて、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保するために、買収防衛策としての合理性を高めていくための制度設計に尽力してまいります。また、金融商品取引法の改正その他法令の改正による法令名及び必要な条項の読み替え、改正箇所の反映等については、当社取締役会において行いうるものとします。

6. 本方針の有効期限

本定時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られ、本方針が継続された場合、その有効期限は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時までとし、その継続については、当社第19回定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認することとします。当社第19回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。株主の皆様からのご承認が得られなかった場合、本方針は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結時をもって失効致します。なお、本方針の有効期限満了前であっても、当社取締役会が廃止を決定した場合には、本方針は、その時点から将来に向かって廃止されるものと致します。

注1：特定株式保有者等

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします。）

または、

- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び当社取締役会がこれに該当すると認めた者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合

- (i) 特定株式保有者等が、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

- (ii) 特定株式保有者等が、注1の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

(i) または (ii) の各株券等保有割合の算出において、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：意向表明書

株主の皆様に対して適切な情報の開示のために、いかなる言語での提出にも日本語の添付を必須とさせていただきます。また、同趣旨の観点から日本語の意向表明書を正本として取り扱います。

別紙 1

平成 23 年 6 月 30 日現在の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
林 郁	東京都渋谷区	42,359	22.75
T I S(株)	東京都港区海岸一丁目 14 番 5 号 TIS 竹芝ビル	9,898	5.32
ジェーピーモルガンチェース オッペンハイマー ジャスデッ ク レンディング アカウント (常任代理人 (株)三菱東京UF J 銀行決済事業部)	6803 S. TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号)	8,000	4.30
大阪証券金融(株)	大阪府大阪市中央区 北浜二丁目 4 番 6 号	6,907	3.71
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ(株)	大阪府大阪市北区 梅田二丁目 5 番 2 5 号	6,872	3.69
ノーザン トラスト カンパニ ー エイブイエフシー リ フ ィデリティ ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋 三丁目 11 番 1 号)	6,604	3.55
バンク オブ ニューヨーク ヨーロッパ リミテッド 131705 (常任代理人 (株)みずほコーポ レート銀行決済営業部)	67 LOMBARD STREET LONDON EC3P 3DL, UK (東京都中央区月島四丁目 16 番 13 号)	5,508	2.96
六彌太 恭行	東京都杉並区	5,481	2.94
ビービーエイチ ブイアイピー コントラファンド インフォ テク サブ (常任代理人 (株)三菱東京UF J 銀行決済事業部)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号)	3,663	1.97
(株)ジャストプランニング	東京都大田区西蒲田 七丁目 35 番 1 号	3,276	1.76
計	—	98,568	52.93

※ 当社は、平成 23 年 7 月 19 日付けで公募増資を実施し、28,000 株を発行し、また、平成 23 年 8 月 9 日付けで野村證券(株)を割当先とする第三者割当増資を実施し、4,000 株を発行したこと等により、平成 23 年 8 月 26 日現在の発行済株式総数は 219,084 株となっております。

特別委員会委員の紹介

小見山 満 (こみやま みつる)

略 歴：昭和52年4月 ピート・マーウィック会計事務所（東京）入所
昭和55年3月 公認会計士登録
昭和55年9月 税理士登録
昭和56年8月 ピート・マーウィック会計事務所（LA）入所
昭和58年7月 米国公認会計士登録
昭和59年11月 小見山公認会計士事務所開設
平成6年6月 東京税理士会 国際業務相談室相談員（現任）
平成19年4月 慶應義塾大学大学院 特別招聘教授（現任）
平成22年7月 日本公認会計士協会 副会長（現任）

高中 正彦 (たかなか まさひこ)

略 歴：昭和54年4月 弁護士名簿登録・東京弁護士会入会
平成3年4月 日本弁護士連合会調査室室長
平成12年4月 東京弁護士会副会長
平成12年4月 日本弁護士連合会常務理事
平成13年4月 東京地方裁判所調停委員（現任）
平成17年6月 荏原ユーザライト㈱監査役（現任）
平成19年4月 東海大学法科大学院非常勤講師
平成20年5月 法務省日弁連・外国弁護士制度研究会委員
平成22年4月 日弁連・業際・非弁問題等対策本部本部長代行（現任）
平成23年6月 日弁連・弁護士制度改革推進本部本部長代行（現任）

武邑 光裕 (たけむら みつひろ)

略 歴：昭和61年4月 日本大学芸術学部専任講師
平成7年2月 京都造形芸術大学情報デザイン科助教授
平成7年4月 京都造形芸術大学図書館長
平成8年4月 京都造形芸術大学メディア美学研究センター所長
平成11年4月 東京大学大学院新領域創世科学研究科
環境学専攻人間環境学メディア環境学分野助教授
平成14年4月 財団法人デジタル・コンテンツ協会 評議員（現任）
平成18年4月 札幌市立大学デザイン学部教授（現任）
平成18年4月 札幌市立大学附属図書館長
平成19年4月 北海道大学大学院観光創造研究科非常勤講師（現任）
平成22年4月 NPO法人 都市文化創造機構理事（現任）

特別委員会に関するガイドラインの概要

このガイドラインは、大量買付者が現れた場合において、大量買付者に対する対抗措置の発動の是非（以下「対抗措置発動の是非」という。）について、取締役会に対して勧告を行う特別委員会の組織、権限等を定めるものであり、その概要は、以下のとおりである。

1. 特別委員会の組織

特別委員会は、3名以上5名以内の委員によって構成されるものとし、当社取締役会は、その決議に基づいて、当社の社外監査役、外部の弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等の中から特別委員会の委員を選任するものとする。

2. 特別委員会による権限

特別委員会は、大量買付者から提供される情報が大量買付情報として十分か否かの判断及び対抗措置発動の是非（対抗措置の中止または撤回の是非についても含む。）について、当社取締役会に勧告等を行うものとする。なお、当社取締役会は、かかる勧告等を最大限尊重の上、取締役会決議を行うものとする。

3. 特別委員会による検討の指針

特別委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置発動の是非について勧告等を行うに際し、①大量買付者の目的等が株主の皆様のご利益を損なう恐れがある者であるか否か、②大量買付者の買付けが株主の皆様にご利益を損なう恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により大量買付情報として十分な情報が提出されているか否か、④大量買付者が株主の皆様にご利益を損なう恐れがある条件を株主の皆様にもたらすために、当社が大量買付者との間で交渉を行うことが必要となるか否か、⑤当社取締役会により代替案を検討する十分な時間が与えられているか否か、⑥発動しようとする対抗措置が買収防衛策として相当なものか否か等を基準として判断をするものとする。

4. 特別委員会による請求

特別委員会は、前項に定める事項を検討するに際し、当社取締役会に対して、①大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含む。）の概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含む。）、②大量買付行為の目的、方法及び内容、③買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け、④大量買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び事業計画、⑤その他当社取締役会が必要と考える情報の開示・提供を求めることを要請することができるものとする。

5. 特別委員会に対する助言等

特別委員会は、対抗措置発動の是非を検討するに際し、弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等から助言を求めることができるものとする。

6. 特別委員会の決議

特別委員会による勧告その他の決議は、特別委員会を構成する委員の全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。ただし、疾病等やむを得ない事由により出席できない委員が存在する場合には、他の委員の承認の上、当該委員を除く委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

7. 変更

このガイドラインの変更は、特別委員会の決議により行うものとする。

新株予約権の概要

1. 割当ての対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てを行う。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合またはその他の場合においては、所用の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、当社普通株式1株当たり金1円以上とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（取得日）をもって、当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できないものが有する新株予約権を除く。）のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその特定株式保有者等ならびに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得または承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。